

保 護 者 各 位

岩国市保育幼稚園課長

育児休業中の保育継続入所・認定に係る取り扱いについて

日頃より、子ども達の保育・教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当市においては、育児休業中の世帯児童の保育継続入所・認定について、育児休業前と同様の入所・認定の取り扱いとしておりましたが、育児休業中の世帯については家庭保育可能な側面があること、共働き世帯等と公平性確保の観点から令和8年4月より、以下のように取り扱いを改正することとなりましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、お子様のために最善を尽くしてまいりますので引き続きよろしくお願ひいたします。

【従来の取り扱い】

保育必要時間※1

保育標準時間(7:30～18:30)

もしくは保育短時間(8:30～16:30)

【変更後の取り扱い】

保育必要時間

保育短時間のみ(8:30～16:30)

※1 表記時間帯は一例です。在籍園により時間帯が異なります。

- ※2 上記取扱いは、在籍児童の保育認定事由を出産から育児休業に切り替え、保育を継続利用される方の取扱いとなります。新規入園時、入園当月中(もしくは翌月)に育休復職される方については現行どおり保育標準時間での新規入園申請が可能です。
- ※3 令和8年3月 31 日時点で育児休業での保育標準時間の認定を受けておられる方については経過措置として、本育児休業での認定が就労など別事由に切り替わるまでは令和8年4月以降も保育標準時間等、現行の認定が継続することとなります。
- ※4 上記のほか、公立園においては、本取り扱いにかかる育児休業中の世帯については土曜日の保育時間は午前のみの受付としております。私立園在籍の方につきましては、園ごとに対応が異なりますので在籍園にお問い合わせください。

【お問合せ先】

岩国市保育幼稚園課 認定・給付班

TEL 0827-29-5077(直通)